

「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」

浜松市立和田東小学校

1 はじめに（校長より）

「いじめはどの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」、しかし、「いじめは人間として絶対に許されない」として、本校はいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取り組みを考え、実践してきている。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取り組みを体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を示すこととする。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことで、天竜中学校区においても一層の質の高い教育活動が展開されることを期待している。そして、子どもと保護者、教職員や地域の方々との連携により、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し、互いが真摯に向き合い、前向きな姿勢で望ましい解消をめざして話し合いができるよう努めていきたい。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

（1）いじめの定義

本校では、いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に、在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

（2）いじめの理解・考え方

子どもがいじめ加害に向かう背景には、勉強や人間関係のストレスがかかっていることを踏まえておく必要がある。代表的な加害行為はからかいや意地悪、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、個々の行為をだけを見れば、好ましくないものの、「些細なこと」「日常的によくあるトラブル」ということになる。しかしそうした些細に見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに追い込まれるケースになる場合がある。このことからいじめを軽視せず、問題視していく必要がある。

行為自体は違法や触法にならないことが多いため、気づかずに見過ごしたり、気づいてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい。表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切であると考えている。「どんな些細な予兆も見逃さず対処する」という姿勢を重視していかなければならない。

3 いじめ防止のための対策

(1) 「いじめ対策委員会の設置」

本基本方針を実行に移す際の中核を担う組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。「いじめ対策委員会」は、①いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取り組みの企画や実施、②それらの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや取り組み効果・成果の検証、③教職員や保護者・地域の方々のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修等の実施、④基本方針の見直しや改善等を行うものとする。

いじめ対策委員会の構成および実施		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭・教務主任・生徒指導・いじめ対策コーディネーター
	委員	各学年主任・養護教諭
	特別委員	スクールカウンセラー (SC)・スクールソーシャルワーカー (SSW) 学校評議員 (PTA 会長 民生委員)
会議の実施		・生徒指導研修会後 (月一回程度) ・市教委と連絡を取り、必要に応じて特別委員を招集する。
状況報告の場		学校評議員会 (年3回) PTA 理事会 (月1回) 等

(2) 未然防止

未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じて児童が活躍でき、他者の役に立っているという思いを感じ取ることができる機会を提供していくことである。

児童自身がいじめについて学ぶことも未然防止へとつながると考える。児童が主体となっていじめ防止を訴えるような取り組みを推進していくことである。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら大丈夫だ」等の考え方は誤りであることを学ぶことである。教職員は、こうした活動が教師主導に陥ることなく、活動の意義を児童が理解して参加できるよう支えていくよう心がけていきたい。

また、教育活動全体の中で、互いの人格を尊重する態度を養い、互いを認め合い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力も育てていきたい。

- 道徳・学活授業によるいじめ防止の啓発
- 自己肯定感を育てる学級づくり
- 互いを認め合う人間関係づくり

(3) 早期発見のための手立て

毎月の定期的童用のアンケート調査や保護者への教育相談、年2回のQU調査、及び家庭へのアンケート実施を設定することで、日頃から児童がいじめを訴えやすい場と機会を設定することができる。また、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められる体制をつくり、その機能が果たされているかどうか定期的に点検することも必要であると考えている。

さらに、日常的に日記や生活ノートを活用して交友関係や悩みを把握したり、給食を児童と同じグループで食べたりする中で、いじめの情報が集まることもある。その場合も学校の職員全体で共有することが必要である。

- 「あのねポスト」の設置
- Q-Uアンケート（年2回）
- いじめアンケート
- 月のめあて反省への記入（困っていることや困っている友達について書く。）

4 発見したいじめへの対応

(1) 基本的な考え方

いじめに関する発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」という組織で対応する。いじめとして対応すべき事案かどうかの判断のために事実関係の把握を行い、被害にあっている子どもを守り通すとともに、加害の子どもに対して毅然とした態度で指導を行う。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、被害・加害双方の子どもの社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携する中で対応を進めていく。

(2) 発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐに行方を止め、事情を把握するよう努める。また、子どもや保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は、真摯に傾聴し、些細な兆候であっても早い段階から丁寧に関わりを持つようにする。

いずれの場合も、被害にあっている子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を優先し、「いじめ対策委員会」で組織的に関係する子どもから事情を聞き取るなどし、事実関係の確認を行う。その結果は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応に向けたもっとも効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子どもの保護者に事実を報告する。

触法性のあるいじめの加害行為については、ためらうことなく天竜川交番・浜松東警察署生活安全課・少年サポートセンター等へ相談をし、警察署機関と連携した対応ができるよう援助を求める。

(3) いじめられた子どもや保護者への支援

事実関係の聴取は、子どもの自尊感情・プライバシー等に配慮して行う。また、保護

者の協力体制のもと、子どもの不安の払拭を図り、安全確保を最優先に考えて行動する。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、不安感を取り除いたり、自尊感情を高めたりするような支援を行う。親しい友人・家族・教職員・地域の方々等と連携をし、子どもに寄り添い支える体制をつくるよう努め、必要に応じて加害の子どもを別室指導や、出席停止にしたりするなどの措置も考える。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子どもや保護者の様子、いじめにあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働体制でいじめの早期解消をめざす。

いじめを受けた子どもや保護者は、学校が加害側を指導すると「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりやすい。いじめの早期対応における学校としての取り組みについて丁寧に説明し、取り組みの狙いと効果はもちろんのこと、できることとできないこと、作用と反作用等をよく理解してもらった上で、対応にあたりたい。学校の体面を保つためではないかと疑われるような一方的な支援により、子どもや保護者が疑心暗鬼に陥らないよう、親切で丁寧な対応を心がけ、互いが腑に落ちる支援を目指していく。

(4) いじめた子どもや保護者への指導・助言

一定の教育的配慮のもと、いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行う。いじめたとされる子どもには、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子どもが抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、子どもの安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するよう働きかける。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子どもの保護者に伝えて、理解・納得を得た上、学校と連携して早期解消を目指す取り組みに協力するよう求める。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発であり、この点については、学校が組織的に対応し、当該の子どもの保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請する。いじめ加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該の子どもや保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないように配慮するが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応する。別室指導・出席停止・懲戒といった措置も視野に入れながら、当該の子どもが自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

なお、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報共有し、いじめ加害の背景の改善を目指すものとする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子どもには、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式調査、等）で、事実関係の聴取を行う。集団への働きかけにおいて、最も効果のあげられる教

職員を「いじめ対策委員会」で検討・選定し、その者を中心にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させる。また、いじめの未然防止や早期解消のためには、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が最も大切であることを訴えかける。

すべての子どもが、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりを目指すよう、「いじめ対策委員会」で組織的に集団全体の経過観察と継続的指導を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ子どもの特定を早急に行い、子どもにネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請する。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除要請を行う。また、犯罪性のある書き込み等については、浜松中央警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス：LINE や mixi、GREE、Mobage、Ameba 等）を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難なため、情報モラル教育を通じた未然防止に注力する。また、子どもにネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、子どものインターネット利用に関する弊害等の知識を身につけてもらうとともに、保護者責任の意識を高揚するよう努める。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記の場合をいう。

- ① いじめにより、子どもの生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・子どもが自殺を企画したとき
 - ・子どもが精神性の疾患を発症した場合
 - ・子どもが身体に重大な障害を負った場合
 - ・子どもが金銭を奪い取られた場合
- ② いじめが原因で、子どもが相当の期間（年間 30 日程度）学校を欠席している疑いがあるとき。あるいは、いじめが原因で、子どもが一定期間連続して欠席しているとき
- ③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を関知した場合、学校の「いじめ対策委員会」を通じて、直ちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、教育委員会を通じて市長に報告をする。

浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速や

かに「いじめ対策専門家チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。浜松市の「いじめ防止のための基本的な方針」では、学校がいじめを受けた子どもや保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策専門家チーム」の見たてや判断を子どもや保護者に適切に情報提供をすることとなっている。

また、市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことができ、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣等の措置がとられる場合もある。

<校内いじめ対策の流れ>

和田東小学校

